

社債権者集会決議認可申立書

収入印紙

1,000円

貼 付

社債権者集会決議認可申立書

(※割印不可)

注1

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東京地方裁判所民事第8部 御中 注2

申立人代理人弁護士 ○ ○ ○ ○ 印

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

申 立 人注3 株式会社 ○ ○ 銀行

同代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○

(送達場所) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

同 代 理 人 弁 護 士 ○ ○ ○ ○

TEL 03-0000-0000

FAX 03-0000-0000

申立ての趣旨

令和〇〇年〇〇月〇〇日午前〇〇時開催の〇〇株式会社（本店 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号）が発行した〇〇株式会社第〇回無担保社債の社債権者集会における別紙記載の決議を認可するとの裁判を求める。

申立ての理由

1 申立人は、令和〇年〇月〇日、申立外〇〇株式会社（本店 東京都〇〇区

〇〇町〇丁目〇番〇号) との間において, 同会社が発行する〇〇株式会社第〇回無担保社債の社債権者のために社債を管理することの委託契約を締結し, 社債管理者となった。

2 申立人は, 申立ての趣旨記載の事項注4について社債権者の賛否を確認することを目的として, 会社法720条に基づき, 知っている社債権者及び社債発行会社である〇〇株式会社に対して令和〇〇年〇〇月〇〇日, 書面により招集通知を行い, 令和〇〇年〇〇月〇〇日午前〇〇時に社債権者集会を開催し, 次のとおりの決議がされた。

社債権者数 〇名

議決権総額 〇〇百万円

出席社債権者 〇名

議決権の額 〇〇百万円

うち賛成 〇〇百万円

うち反対 〇百万円

申立ての趣旨記載の件は, 議決権者の総額の5分の1以上で, かつ出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上に当たる多数をもって承認可決された。

3 よって, 会社法732条により社債権者集会の決議の認可を求める。

証拠書類 注5

甲第1号証 定款 (社債発行会社)

甲第2号証 社債管理委託契約書

甲第3号証 社債権者集会議事録

甲第4号証 社債権者集会招集通知

甲第5号証 社債権者集会招集参考書類

- 甲第6号証 社債権者集会招集通知発送報告書
- 甲第7号証 議決権行使書面
- 甲第8号証 社債，株式等の振替に関する法律68条第3項各号に掲げる
事項を証明した書面
- 甲第9号証 ○○株式会社第○回無担保社債目論見書
- 甲第10号証 陳述書（社債発行会社）

添付書類

- 履歴事項全部証明書（会社登記事項証明書[社債発行会社]） 1通
- 履歴事項全部証明書（会社登記事項証明書[申立人]） 1通
- 委任状 注6 1通
- 甲号証写し 各1通

（別紙）

○○株式会社第○回無担保社債の償還期限を令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日に延長する

以上

注1 社債権者集会の決議のあった日から1週間以内に認可の申立てがなされなければならない
(会732条)。

注2 本申立ての管轄裁判所は、社債発行会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所となります(会
868条4項)。なお、東京地方裁判所の管轄は、東京23区及び伊豆諸島、小笠原諸島の島
しょです。それ以外の東京都の地域は、東京地方裁判所立川支部(〒190-8571 東京
都立川市緑町10番地の4)です。

注3 申立てをすることができる者は、当該社債権者集会の招集者です(会732条)。

注4 認可が必要となる社債権者集会の決議事項は、①会社法に規定されている場合、又は、②社
債権者の利害に関する事項である場合です(会716条)。

注5 会733条各号の不認可事由に該当しないことが申立ての要件となりますので、これを疎明
する資料の提出をお願いします。事案によっては、ここに記載された疎明資料のほかにも、提
出を求めることがあります。

注6 代理人による申立ての時は、委任状が必要です。